

「100億宣言」ロゴマーク使用規約

2025年 5 月 2 日 中小企業庁 事業環境部 企画課 決定
企画課長

1. 目的

「100億宣言」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」といいます。）は、「100億宣言」を行った企業（以下「宣言企業」といいます。）等が、別紙に掲げる「100億宣言」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」といいます。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 本ロゴマークについて

「100億宣言」は、中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら「売上高100億円」という野心的な目標を設定し、実現に向けた取組を行っていくことを、宣言するものです。

本ロゴマークは、宣言企業が「100億宣言」を行っていることを対外的にPRする際に使用していただくために、中小企業庁が作成し、管理しているものです。

3. 本ロゴマークの使用

- (1) 宣言企業は、「100億宣言」掲載の申込み時に、本使用規約に同意したことをもって、本ロゴマークを無償で使用することができます。
- (2) 宣言企業は、本ロゴマークを使用して広報活動を展開することができます。
- (3) 宣言企業は、本ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (4) 本ロゴマークは、宣言企業の商品やサービスの品質を保証し、又は評価するものではありません。したがって、そのような趣旨で個別商品の広告や包装紙、パッケージ等に使用することはできません。
- (5) 宣言企業が、「100億宣言」の掲載取りやめとなった場合、その他掲載申込み時に提出した宣誓書に記載した内容と異なる状況にある場合は、当該企業はロゴマークを使用することができません。
- (6) 宣言企業等は、本ロゴマークを使用する際は、基本データをそのまま使用するものとし、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工をすることはできません。ただし、ロゴマークを掲載する媒体によりカラー表示ができない場合（新聞巻取紙への印刷の場合等）については、必要最小限の「色の変更」を行ったうえでの使用が可能です。

なお、基本データは別紙に掲げる8パターン（パターン1～4については白色及び群青色で構成されたその全体、パターン5～8については白色及び黒色で構成されたその全体）のものをいいます。

- (7) 宣言企業が、以下に定める不正な使用を行った場合は、本ロゴマークの使用許可の取消し、停止など

の措置をとることがあります。

- ①本使用規約に違反する方法で使用する
 - ②法令や公序良俗に反する方法で使用する
 - ③その他、「100億宣言」の趣旨に反するような方法で使用する
- (8) 宣言企業以外は、本ロゴマークを使用することができません。ただし、「100億宣言」に関する取組の紹介、広報等を目的として宣言企業以外の団体や報道機関等が使用する場合であって、中小企業庁へ事前に通知し中小企業庁が承諾した場合は、この限りではありません。

4. 使用状況の報告

中小企業庁は、本ロゴマークを使用している宣言企業等に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

5. 規約の改訂

本使用規約は、中小企業庁により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

以上

(別紙)

(パターン1)



(パターン2)



(パターン3)



(パターン4)



(パターン5)



(パターン6)



(パターン7)



(パターン8)

